

Okakenkyo News Letter

2021
1月
809号

岡山県建設業協会 会報

謹んで新年のおよろこびを申し上げます

令和3年

- 
- ②年頭のごあいさつ
 - ⑩美作市で高病原性鳥インフルエンザ発生
 - ⑫直轄Cランク工事でのCCUS活用推奨
モデル工事の施行を要望しました
 - ⑬下請契約及び下請代金支払の適正化並びに
施工管理の徹底等について
 - ⑮岡山県下公共工事の動向（12月分）
 - ⑰建災防だより
 - ⑲建退共だより
 - ⑳法律相談コーナー
 - ㉑建設業福祉共済団からのお知らせ
 - ㉓建設業総合補償制度のご案内
 - ㉕岡山県からのお知らせ

令和3年 年頭所感

一般社団法人 岡山県建設業協会
会 長 荒 木 雷 太

令和3年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

昨年も、全国で台風や豪雨被害が相次ぎ発生し、その規模も年々激甚化・頻発化するなか、県民の命と暮らしを守り、県民が安心して暮らせる地域づくりが、我々地域建設業者の役割と痛感しております。



昨年来、猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症も、未だ収束の兆しは見ていません。ウイズコロナの時代、建設現場においても、これまでとは違った形でのソーシャルディスタンスの確保や工事施工の際の3密回避など様々な工夫や対策が必要になります。

また、近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、各水系の特性を踏まえたハード・ソフト一体の事前防災の施策も重要となります。国は、「防災・減災、国土強靱化の推進のための5か年加速化対策（仮称）」に取り組むとのことですが、インフラ施設の整備効果が大きくクローズアップされている現状に鑑み、これらに対応できる継続的な予算確保を、今後とも、県はもとより、国等へ強く働きかけてまいります。

一方、公共工事の入札で不調・不落が発生しているのは、「建設労働需給が逼迫して施工者側の施工余力がないからだ」という誤った認識があります。私は、不調・不落の原因は、予定価格と実勢価格が乖離し過去の安い単価を参考に予定価格を設定しているためであり、建設業者は、赤字になると分かっている工事には応札できないためと考えています。

新・担い手三法（品確法と建設業法・入契法）が一体的に改正され、順次施行されていますが、働き方改革の完全実施には、相当の経費が必要となります。

建設業界の現状は、公共工事の採算性が低いため、労働者の処遇改善が困難となっていることから、人手不足、若年者が入職しても長続きせず、高齢化が進むという悪循環に陥っています。このため、まずは、工事の採算性をいかに高めるかが重要であります。

真に、新・担い手三法の趣旨が適切に浸透し、建設企業が、将来にわたって健全な発展が遂げられますよう、適正な価格で仕事を受け、適正な工期のもと効率的な施工に努め、希望と誇りの持てる魅力的な建設業を築いてまいります。

最後になりますが、今年一年が皆様方にとりまして良い年となりますようお祈り申し上げます。そして、私の年頭のご挨拶とさせていただきます。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす 「生き活き岡山」を目指して

岡山県知事
伊原木 隆 太

謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

現在、我が国は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大変厳しい状況にあります。本県においても、全力を挙げて、県民の命と暮らしを守る対策に取り組むとともに、この感染症がもたらした社会の変化に対応していくことが大きな課題となっています。このような中、昨年行われた知事選挙におきまして、皆さまのご信任をいただき、引き続き県政を担わせていただくことになりました。大変重要な時期に本県のかじ取りを任せていただくことに、改めて重責に身が引き締まる思いであり、皆さまから寄せられた信頼とご期待にお応えする決意を新たにして新年を迎えました。



これまでの2期8年間、すべての分野の好循環の原動力になる2本の柱として、「教育の再生」と「産業の振興」を強力に推進してまいりました。その結果、子どもたちが落ち着いて学べる環境の整備、地元企業や誘致企業による安定的な雇用の創出など、目に見える成果が表れてきています。

今年は、喫緊の課題である新型コロナウイルス感染症への対応とともに、教育と産業をはじめ、医療・福祉サービスの充実や、結婚から子育てまでの切れ目ない支援、持続可能な中山間地域の形成などにも引き続き力を注ぎ、さらに数多くの成果を皆さまに実感していただけるよう、さまざまな施策を進めてまいります。

また、平成30年7月豪雨災害からの復旧・復興については、被災された方々に寄り添ったきめ細かい支援と、災害で得た教訓を生かした、より災害に強い岡山の実現に、全力で取り組んでまいり所存です。

さらに、デジタル化や働き方の変化、地方への移住機運の高まりなど社会が大きく変化する中であって、本県の存在感を高める取り組みも鋭意進めてまいります。

現在、来年度からの4年間を行動計画期間とする「第3次晴れの国おかやま生き活きプラン」の策定を進めています。昨年11月に公表した素案では、現行のプランに引き続き、「教育県岡山の復活」、「地域を支える産業の振興」、「安心で豊かさが実感できる地域の創造」の3つの重点戦略を掲げ、その下に、近年の豪雨災害や感染症、人口減少社会への対応などの重要課題も踏まえた戦略プログラムを置いています。今後、皆さまからいただいたご意見を反映させた上で、県政の新たな羅針盤の策定を目指します。

すべての県民が明るい笑顔で暮らす「生き活き岡山」の実現に向け、さまざまな主体と連携しながら、本県の持続的な発展の道筋を確かなものとするため、各種の施策・事業を推進してまいります。希望あふれる明るい未来のために、全身全霊で取り組んでまいり所存ですので、一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

年頭のご挨拶

岡山県議会議長
波多洋治

令和3年の年頭に当たり、謹んでご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、平素から、社会資本の整備をはじめ、災害発生時における復旧活動や地域での社会貢献活動などの活動を通じて、安全・安心なまちづくりに、多大なご貢献をいただいております。深く感謝と敬意を表するしだいです。



近年、大規模な自然災害が相次いでおり、平成30年には、本県でも豪雨により甚大な被害を受けました。

建設業の皆様におかれましては、こうした自然災害などに際し、現場の第一線において、多大なご尽力をいただいているところであり、心からお礼申し上げます。

県議会といたしましても、被災された皆様が本来の生活に戻れますよう、引き続き力を尽くしていく所存です。

さて、私ども県議会は、住民に身近な県議会を目指し、県内各地の声を余すことなく、県政に届けるとともに、公明正大な議会運営にあたり、県民福祉の向上と県勢の発展のため邁進しております。

我が国は、急速な少子・高齢化の進展により、人口減少社会を迎える中、地域経済の活力低下や労働人口の減少など大きな課題を抱えています。こうした課題に加え、平成30年の西日本豪雨からの復旧・復興、また新型コロナウイルス感染症への対応が世界中で長期化するなど、過去に経験したことのない環境の中で、地域の経済や雇用を担う建設業をはじめとする産業の地域経済に果たす役割が、これまでになく大きなものとなっています。

今後、一層進む社会構造の変化に対応しながら、本県の有する魅力や優位性など、発展可能性を最大限活用し、住みよい地域を築き上げていくためには、県民の皆様や企業、団体等の皆様のお力添えをいただきながら、私ども議会と行政が互いに協調し、車の両輪として、各種施策の実現に取り組むことが不可欠であります。

新たな令和の時代は更に進みます。皆様にとりまして、新しい年が、輝かしいものとなりますよう、併せて、皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、新年のご挨拶といたします。

年頭のことば

岡山労働局長
内田敏之

新年明けましておめでとうございます。

一般社団法人岡山県建設業協会の会員の皆様方には、日頃から労働行政の運営にご理解とご協力を賜わり厚く御礼申し上げます。

また、労働者の新型コロナウイルス感染防止、県内の感染拡大防止に適切にご対応いただいていることに深く感謝申し上げます。県内でも複数の事業場で集団感染が報告されているところですが、岡山労働局としても、「三密」回避、日常的な検温、手指消毒、マスク着用、換気の悪い密閉空間の改善などを内容としたチェックリストの周知などを通じて、引き続き対策を講じてまいります。

さて、令和2年11月末までの岡山県内の建設業における労働災害の発生状況は、休業4日以上の死傷者は216人と前年同時期比で5人増加（+2.4%）、死亡者は6人と3人増加しており、特に死亡者は過去4年で最多です。死亡者のうち4人は、「墜落・転落」によるものとなっているため、高所作業における手すりの設置等による墜落防止措置の徹底、墜落制止用器具の確実な着用等を今一度確認していただきたいと思います。

また、石綿障害予防規則や溶接ヒューム等に係る特定化学物質障害予防規則等が改正され、順次施行されます。令和3年度から段階的に施行されるこれらの新たな規制の内容は、作業主任者の選任や健康診断の実施、新たに資格の取得が必要となるなど多岐にわたるものとなります。岡山労働局では貴協会とも連携して、改正内容の周知等を図るとともに、今後必要となる資格取得のための受講機会の確保も関係機関と連携していきたいと考えております。

会員の皆様方におかれましては、引き続き安全衛生管理を徹底するとともに、労働時間の削減など働き方改革の取組も推進していただくことで、安全で安心な職場環境を整え、建設業の職場を魅力あるものにしていただきますようお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念して、年頭のご挨拶とさせていただきます。



令和3年 年頭所感

一般社団法人 全国建設業協会

会 長 奥 村 太加典

令和3年の新春を迎え、謹んで年頭の挨拶を申し上げます。

平素は、全建の事業活動に対し格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、年明けから世界的に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症により、わが国の景気は急激に落ち込み、建設業においても民間建設需要の低迷など厳しい影響を受けました。感染の拡大が収束する兆しは未だ見えませんが、落ち込んだ景気を早急に回復させるためには、感染拡大の防止や医療体制の充実に加え、日本経済全体の活性化や強靱な国土づくりに資する公共投資を機動的に推進し、内需の創出とそれによる雇用拡大を図ることが不可欠です。



さらには、昨年も令和2年7月豪雨や台風9号・10号などの大規模災害が発生し、多くの尊い人命や貴重な財産が失われました。わが国の脆弱な国土における防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の重要性は更に高まっており、政府による「防災・減災や国土強靱化のための緊急対策」は、今後も人々が安全に安心して暮らしていける持続可能な社会づくりのための予算として、将来的なビジョンを念頭に計画的かつ安定的に確保されることが必要です。

一方、このコロナ禍は、わが国の社会や経済のあり方にも変化をもたらしました。大都市圏への過度な集中による様々な弊害が顕在化し、地方分散型社会への転換について、その必要性が改めて説かれています。地方への移住・定着を進めるには、テレワークの推進だけでは十分とは言えず、地場産業の育成とともに、安心して豊かな暮らしを営むために必要な生活基盤の整備が欠かせません。

私ども地域建設業は、人々の安全・安心を守る「地域の守り手」としての役割に加え、ポスト・コロナの新たな時代においては、いわば「新しい地域の創り手」としての役割も務めていかなければならないと考えております。これらの社会的使命を果たしていくため、引き続き、中長期的な視点から社会資本整備の着実な推進を政府や関係機関などへ広く訴えていくとともに、経営基盤の強化や、担い手の確保・育成、生産性向上、働き方改革など、克服すべき諸課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

本年も、全建は47都道府県建設業協会並びに会員企業の皆様方と一体となり、地域建設業発展のため全力で取り組む所存でございますので、ご理解とご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、皆様方の益々のご多幸とご健勝を祈念いたしまして、私の年頭の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

建設業労働災害防止協会

会 長 今 井 雅 則

令和3年の新春を迎え、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

会員並びに関係各位におかれましては、当協会の業務運営につきまして、平素から特段のご協力をいただいておりますことに深く感謝申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症が世界的に流行し、我が国においても国民生活や経済活動に対する制限など、新型コロナウイルス感染防止対策に向けて官民一体となった協力が求められました。

当協会におきましても第57回全国建設業労働災害防止大会をWeb大会で開催するなど大きな影響を受けました。そして、現在も感染予防対策の徹底が強く求められており、引き続き「三つの密」を避ける等の必要な感染予防措置を講じていただきますようお願い申し上げます。

さて、建設業は、国民生活の基盤である住環境の整備に加え、豊かさと利便性の向上を図るためのインフラ整備工事や、頻発し激甚化する自然災害からの復旧・復興工事、国土強靱化に向けた継続的な防災・減災関連工事等を担う重要な使命を持っています。我々建設業は、人命尊重の基本理念の下、働く方々の安全確保を第一に不断の努力を続けてまいりました。

その結果、一昨年建設業の労働災害で亡くなられた方は269人と過去最少となり、休業4日以上死傷者数も15,183人と前年を下回りました。しかしながら、建設業が全産業に占める割合は依然として高く、特に、全体の約4割にあたる110人もの尊い命が墜落・転落により失われているということを重く受けとめる必要があります。

また、建設業では、現場における各層の人材の慢性的な不足及び建設労働者の高齢化の進展、さらに外国人労働者の受入、建設業への女性の参入の進展等による職場におけるダイバーシティ（多様性）の拡大と労働災害防止を含む労務管理の重要性は益々高まっています。このような状況の下、安全衛生活動の基本理念は、日々の安全衛生活動において、個々の建設現場における危険源を特定し、それを排除する努力を繰り返すことが重要となりますので、引き続き継続的な活動をお願いいたします。

当協会では「第8次建設業労働災害防止5カ年計画」において、建設業における死亡災害及び墜落・転落災害による死亡災害を「第7次建設業労働災害防止5カ年計画」の平均発生件数に対して、15%以上減少させるという目標を達成するため、8月から9月上旬にかけて、夏期の熱中症対策の「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」と連動して「墜落・転落災害撲滅キャンペーン」を計画期間中の5年間を通して実施しております。

また、建設業の安全衛生活動を取り巻く国内の状況の変化及び国際的な動向に対応した「ニューコスモス」の普及並びに中小規模建設事業者向けの「コンパクトコスモス」の積極的な導入、加えて建設現場の特性を踏まえた「建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック」の実施とそれに基づく職場環境改善の推進、職長・安全衛生責任者能力向上教育等各種事業を積極的に実施いたします。

さらに、昨年7月1日に一部改正された石綿障害予防規則で、2030年頃にピークを迎える予想される石綿含有建材を用いた建築物等の解体・改修工事におけるばく露防止対策等を強化するため、石綿等の使用の有無について事前調査を行う者の要件が新設されました。このため、当協会では本年から各支部で建築物石綿含有建材調査者講習を開催できるよう準備を進めております。

さて、本年の第58回全国建設業労働災害防止大会は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、10月7日（木）、8日（金）の両日、京都府京都市の国立京都国際会館で開催を予定しています。最新の安全衛生情報、会員企業が取り組まれた効果的な安全衛生管理活動の発表、建設業の様々な分野で活用が進んでいるICTを活用した建設工事における労働災害防止に資する事例の発表等を盛り込んでいくこととしております。参加者の皆様が安全に参加できる大会運営に努めてまいりますので、関係各位のご参加について、特段のご配慮をお願い申し上げます。

最後に、建設業における労働災害防止の主役は、事業者と建設現場で働く皆様方です。建設業で働く方々が不幸な災害に遭わないようにすることが何よりも重要だと考えております。

今年も、会員各位の益々のご健勝とご発展を衷心よりお祈り申し上げます。



令和3年 新春挨拶

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

理事長 水 野 正 望

令和3年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

皆様には、昨年も建設業退職金共済制度（建退共制度）の運営に多大なご支援、ご協力を賜りましたことを、厚く御礼申し上げます。

建退共制度は、建設技能労働者など建設工事の第一線で働く労働者の皆様の福祉の増進と雇用の安定を図り、建設業を営む中小企業の福祉の振興を目的として、中小企業退職金共済法に基づき、昭和39年10月に創設され、本年で57年目を迎えます。お蔭様で、当退

職金共済制度への加入契約者数は17万事業所、被共済者数は217万人を数え、これまで累計で250万人の退職者に対して1兆8千億円の退職金をお支払いしてまいりました。退職金を受け取られた皆様、事業主の皆様からは退職金があって本当に良かったという声を頂いており、建退共は現場で働く方々にとって重要な制度になっております。

建設業界はこれまで社会に大きく貢献してまいりましたが、近年の異常気象による災害復旧、社会インフラの老朽化対策など時代のニーズに引き続き対応するとともに、新型コロナウイルス対策を講じた中での工事の施工など、新たな課題にも取り組んでいるところです。こうした中で、建設業が地域経済の中核を担う魅力ある産業として持続的に発展していくためには、業務の効率化を図るとともに長時間労働の是正、技能・経験にふさわしい処遇等の働き方改革を推進することで、建設労働者の雇用の安定と福祉の充実など労働環境を整備していくことが不可欠であると考えております。

また、建設業界においてもITの活用は不可欠であり、建退共制度においても、掛金の納付方法について現在の証紙貼付方式に加えて、電子申請方式を導入することとしており、昨年10月から試行的に実施した上で、令和3年3月末までに全面的・本格的に実施すべく、着実に準備を進めております。この新たな電子申請方式は、事業主の皆様の事務の合理化につながるだけでなく、労働者の皆様が確実に退職金を受け取っていただくための有効な手段と考えておりますので、積極的に利用していただくようお願いいたします。

本年も、建退共制度の安定的で効率的な運営に努め、確実な退職金の支給、掛金の適正納付に一層努力して参る所存でございますので、建退共制度への加入と証紙の適正な貼付や電子申請方式の利用促進につきまして、更なるご理解、ご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、皆様方のご健勝とご隆昌を心よりお祈り申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



令和3年 年頭挨拶

西日本建設業保証株式会社

取締役社長 小池 一郎

令和3年の新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

昨年の建設業界を振り返りますと、「防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策」の最終年度として前年度を上回る公共事業関係当初予算が確保されたこと等から政府建設投資は堅調に推移しましたが、新型コロナウイルス感染拡大による事業休止や遅延、先行き不透明による民間建設投資の減少、それによる資金繰りへの影響等懸念材料が引き続き継続している状況にあります。また外国人材を含む雇用情勢や公共事業受注環境も流動性を増しており、工事量の地域間格差や企業間格差を抱える地域建設業の経営環境は予断を許さない状況が続いています。



建設行政では、改正建設業法が一部施行され、著しく短い工期の禁止や、許可基準の見直しなどが実施されました。また、施工時期の平準化やi-Constructionによる生産性向上の取組みも強力に推し進められました。この取組は新型コロナウイルス感染拡大を受けたインフラ分野のデジタルトランスフォーメーション（DX）などの動きも手伝い本年も更に積極的に推し進められると考えられます。

一方で、昨年も7月の熊本県を中心とした記録的な集中豪雨、9月の台風10号による甚大な被害が発生し、激甚化・頻発化する大規模災害に対応するために、防災・危機管理体制の強化と社会資本整備の重要性や継続性が改めて認識された年となりました。これもあり昨年末には現緊急対策に引き続く「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」が、またその初年度対策として令和2年度補正予算が閣議決定され、さらに令和3年度以降の予算にも反映されることになりました。

建設業は地域インフラの強靱化対策を推進するとともに「地域の守り手」として災害時には最前線に対応する社会的使命を担っております。予測が困難な社会経済情勢や気候変動の中で、その使命を果たしていくためにも5カ年加速化対策等により安定的かつ持続的な公共事業量が確保され、官民連携のもと高い生産性と魅力ある産業として発展していくことを期待しております。

当社は本年も「前払金保証」、「中間前払金保証」、「契約保証」、「契約保証予約（入札ボンド）」の各事業を通して、公共工事の適正な施工をサポートし、建設産業の発展に貢献して参ります。また、グループ会社である（株）建設総合サービス（KSS）では国土交通省の地域建設業経営強化融資制度に基づく「出来高融資事業」等により建設企業の資金繰りを支援するとともに、国土交通省が推進するi-Constructionのツールとなる受発注者間の情報共有システム「電納ASPer」を通して生産性向上・業務効率化をサポートしてまいります。

これからもお客様とのパートナーシップ強化を目指し、グループ一体となって価値あるサービスを提供してまいります。本年も変わらぬご指導ご鞭撻をお願い申し上げますとともに、皆様方のご多幸とご隆盛を心より祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

美作市で高病原性鳥インフルエンザ発生 ～県との協定に基づき感染拡大防止に従事～

協会は、令和2年12月10日に美作市滝宮の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されたとの連絡を受け、「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置しました。

殺処分等の防疫措置に対して、「家畜伝染病の発生時における埋却等防疫措置に関する協定書」に基づき県からの協力要請を受けて、関係する地域担当理事のもと、美作地区防災の会、和気支部、吉備支部、倉敷支部の会員がそれぞれ各種防疫作業に従事しました。



令和2年

(12月7日)

・「高病原性鳥インフルエンザへの緊急対応体制の整備について（緊急情報）」を岡山県建設業協会から発出

(12月10日)

- 15：45 岡山県から当協会に美作市滝宮の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例が確認されたとの連絡あり
- 15：50 当協会内に「高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置
- 15：58 「家畜伝染病の発生時における埋却等防疫措置に関する協定書」に基づき県から当協会に対し協力要請
- 16：00 田村美作地域担当理事に美作県民局から協力要請
→田村美作地域担当理事から美作地区防災の会に出動を要請

- ・埋却作業に必要な重機、資材等の調達
- ・埋却溝の掘削及び埋戻し
- ・消毒ポイントにおける施設運営及び消毒作業

16：00 藤田和気地域担当理事に備前県民局から協力要請

- ・消毒ポイントにおける施設運営及び消毒作業

(12月11日)

4：00 発生農場等における防疫作業開始、消毒ポイントの設置（6箇所）

- ・鳥インフルエンザの発生について協会から地域担当理事に通知
- ・岡本倉敷地域担当理事、田中吉備地域担当理事に備中県民局から協力要請
 - ・焼却作業に関連した玉掛け等
- ・荒木岡山東地域担当理事に備前県民局から協力要請
 - ・照明車回送作業
- ・鳥インフルエンザに対する連絡体制の確立について協会から地域担当理事に通知

(12月24日)

- ・年末年始の連絡体制について協会から地域担当理事に通知

令和3年

(1月8日)

0：00 移動制限区域を解除し、継続していた消毒ポイントを廃止

これにより、採卵鶏約64万羽の殺処分や汚染物品の埋却、処分鶏の焼却、消毒ポイントでの消毒作業等がすべて終了しました。

発生以来24時間体制で休むことなく作業に従事されました会員の皆さん本当にありがとうございました。



消毒ポイントにおける消毒作業



消毒ポイント施設



焼却作業に関連した玉掛け作業等



照明車消毒及び回送作業

直轄Cランク工事でのCCUS活用推奨モデル工事 の施行を要望しました

国土交通省土地・建設産業局建設業課長から、推奨モデル工事の試行を通じて建設キャリアアップシステムの一層の活用促進が図られるよう協力依頼がありました。

協会では理事会の決議に基づき、このモデル工事の試行を中国地方整備局に要望し、12月23日付で受理されました。この試行表明は全国で8番目、中国地方では島根県建設業協会に続いて2番目となります。

今後は、中国地方整備局等において直轄Cランク工事に建設キャリアアップシステムの活用推奨モデル工事を適用する試行対象工事の実施が検討されます。

なお、CCUSの活用目標は以下のとおりです

- ① CCUSの現場登録を行うとともにカードリーダーを設置すること
- ② 平均事業者登録率90%、平均技能者登録率80%を達成するよう努めること
- ③ 平均就業履歴蓄積率が50%を達成するよう努めること

この目標達成状況に応じて工事成績評定において加点があります。
(未達成の場合も減点はありません。目標を著しく下回った場合はその要因、改善策等を簡潔に取りまとめ公表することが求められます。)

受注後施工が困難と思ったときは実施しないことも可能。

費用については、カードリーダー設置費用、現場利用料（カードタッチ費用）について、精算変更時に支出実績に基づき、発注者が負担。

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに 施工管理の徹底等について

国土交通省

建設業を取り巻く経営環境は、依然として厳しい状況であり、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保については、その経営の安定・健全性を確保するための十分な配慮に加え、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要となります。

こうした中、国土交通省では、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」の策定等、元請下請関係の適正化の推進に努めるとともに、昨年6月には著しい工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする改正建設業法が公布され、一部を除き本年10月より施行されたところです。

しかしながら、元請下請間においては、不適切な下請取引や下請負人へのしわ寄せが依然として存在すると指摘されています。

このことについて国土交通省から全建を通し、関係法令、「建設工事の工期に関する基準」（令和2年7月中央建設業審議会決定）、ガイドライン等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨に留意し、元請下請取引の適正化並びに施工管理のより一層の徹底等に努めるよう別添1のとおり要請がありました。

また、別添2「下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について」も、併せてお知らせいたします。



国不建推第31号
国不専建第19号
令和2年12月1日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局長

下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記について、従来より貴団体傘下建設企業等に対する指導方お願いしているところである。

今後、資金需要の増大が予想される冬期を控え、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対する適正な代金支払等の確保について、その経営の安定・健全性を確保するため十分な配慮が必要であるとともに、今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響により、下請建設企業や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように特段の配慮が必要である。

国土交通省においては、「建設業法令遵守推進本部」の設置による指導監督体制の強化、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業を守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」(平成19年6月29日国総建第100号。)の策定等、元請負人と下請負人との関係の適正化のより一層の推進に努めてきた。

しかしながら、元請負人と下請負人の間において赤伝処理等による一方的な代金の差し引き、指値発注による不適切な下請取引、追加・変更契約の締結拒否、下請負人の責によらないやり直し工事の強制、正当な理由がない長期間にわたる支払保留等、下請負人へのしわ寄せが依然として存在するとの指摘がなされているところである。

また、建設工事現場における品質管理や施工管理を徹底することの重要性がますます高まってきている。

加えて、第198回通常国会においては、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止等を内容とする「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第30号。以下「一部改正法」という。)が昨年6月12日に公布され、一部規定を除き、本年10月1日より施行された(改正後の建設業法を以下「改正建設業法」という。)。また、適正な額の請負代金及び工期による下請契約の締結等を規定する「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」(令和元年法律第35号。以下「改正品確法」という。)が昨年6月14日に公布され、同日から施行された。加えて、改正品確法を受けて「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」の一部変更が昨年10月18日に閣議決定され、同月21日付けで告示(令和元年国土交通省告示第721号。以下「改正品確法基本方針」という。)されたところである。

については、貴団体傘下建設企業等に対し、関係法令、「工期に関する基準」（令和２年７月２０日中央建設業審議会決定。）、「建設業法令遵守ガイドライン」や企業として社会通念上守るべき企業倫理等を遵守するほか、改正建設業法等の趣旨及び下記事項に十分留意し、下請契約における適正な工期の確保、請負代金の設定及び適切な代金の支払等、元請負人と下請負人の間の取引の適正化及び施工管理のより一層の徹底等に努められるよう、会議や講習会の開催などにより現場事務所に至るまで指導されたい。

記

１．見積りについて

下請代金の設定については、施工責任範囲、施工条件等を反映した合理的なものとするため、書面による見積依頼及び建設業法施行令（昭和３１年政令第２７３号）第６条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議による適正な手順を徹底すること。見積条件は、下請契約の具体的内容を提示することとし、提示しなければならない事項は、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第１９条第１項により請負契約書に記載することが義務付けられている全ての事項（請負代金の額を除く）となることに留意すること。また、工事現場における工程管理、品質管理及び安全管理等の施工管理が適切に行われるよう、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、必要な経費に十分留意すること。さらに、適切な水準の賃金等に加えて、法定福利費、一般管理費等の必要な諸経費を適切に考慮すること。なお、材料費等については、市場価格を参考に適切な価格設定となるよう十分留意すること。加えて、当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事又は変更工事（以下「追加工事等」という。）の着工前に書面による見積依頼及び見積書の提出を徹底すること。このほか、改正建設業法第２０条の規定により、工事の工程ごとの作業及びその準備に必要な日数を明らかにして、見積りを行うよう努めなければならないことに留意すること。

また、改正建設業法第２０条の２の規定により、建設工事の注文者は、当該建設工事に関し、地盤の沈下等の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、請負契約を締結するまでに、建設業者に対して、必要な情報を提供しなければならないことにも留意すること。

併せて、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合の留意事項について別途通知したので、その内容についても、周知徹底を図ること。

２．社会保険加入の徹底について

一部改正法の施行により、建設業の許可・更新申請に際して、社会保険に加入していることが許可要件とされた点に留意すること。さらに、施工体制台帳の記載事項として、工事に従事する者に関する事項が追加され、工事に従事する者の社会保険の加入状況等も記載事項とされた点に留意すること。加えて、元請負人は下請負人を選定する際に、登録時に社会保険加入確認を行っている建設キャリアアップシステムに登録している事業者を選定することが推奨されるとともに、元請負人による社会保険の加入状況の確認

及び指導については、建設キャリアアップシステムの登録情報の活用を原則とする方針を周知徹底すること。なお、建設キャリアアップシステムを使用せず、社会保険の加入確認を行う場合は、社会保険に加入していることを証する関係資料のコピー（電子データ可）を提示させるなど、情報の真正性の確保に向けた措置を講ずること。

また、社会保険の保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれているものであることから、法定福利費を必要経費として適正に確保することが必要である。

平成24年以降、社会保険加入の促進に向けた様々な取組を進めており、平成30年6月からは、国土交通省直轄工事において、元請企業から提出された請負代金内訳書に記載された法定福利費の額を確認する取組を始めたところである。

また、改正品確法及び改正品確法基本方針において、公共工事等を実施する者は、元請負人に限らず全ての下請負人も含め、法定福利費を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結が受注者等の責務とされたところである。

これらを踏まえ、元請負人においては、受注時における社会保険料の事業主負担分及び本人負担分を含んだ適正な法定福利費の確保に努めること。また、昨年度、国土交通省が実施した社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査（以下「実態調査」という。）によると、前回調査と比較して一定の改善は見られたものの、いまだ高次の下請負人ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ、必要な法定福利費が確実に確保されるよう、下請負人に対し、見積条件に明示すること等により、法定福利費を内訳明示した見積書（各専門工事業団体において、法定福利費の内訳を明示するために作成された標準見積書を含む。以下同じ。）の提出を促すこと。さらに、提出された見積書を尊重して法定福利費を適正に含んだ額により下請契約を締結すること。併せて、下請契約の締結にあたっては、社会保険料の本人負担分についても適切に請負金額に反映すること。

また、下請負人においては、注文者（元請負人又は直近上位の下請負人）に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出するとともに、再下請負人に対し、法定福利費を内訳明示した見積書の提出を促し、提出された見積書を尊重すること。併せて、自ら雇用する技能労働者に対し、社会保険料の本人負担分を適切に含んだ額の賃金を支払い、法令が求める社会保険に加入させること。

加えて、平成29年7月、建設工事標準請負契約約款を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を明示するものとする規定を新設したところであるが、地方公共団体、特に市町村においては、この取組の導入が進んでいない状況にある。こうした状況を踏まえ、第4回建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会（令和2年6月15日開催）において、改めて公共発注工事、民間発注工事を問わず、受発注者間・元下間の各段階において、法定福利費が内訳明示された見積書及び請負代金内訳書の活用を徹底・促進などを本年度の重点課題として掲げたところであり、公共発注者及び民間発注者の請負契約約款の改正に的確に対応するとともに、建設工事標準下請契約約款を速やかに採用する等、建設工事標準請負契約約款の活用を周知徹底すること。

3. 契約について

建設工事の契約の締結については、建設業法第19条に基づき、当該建設工事の着工前の書面による契約を徹底すること。建設工事標準下請契約約款又はこれに準拠した内容による請負契約書を用いて、具体的な工事内容、適正な額の請負代金及び支払方法、着工及び完工の時期、工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときはその内容、出来高払の定めをするときはその時期及び出来高払割合等の方法、設計変更・工期の変更・請負代金の額の変更に関する定め等を明示すること。

特に、下請代金の支払時に建設廃棄物等の処理費用や一方的に提供・貸与した安全衛生保護具等の労働災害防止対策に要する費用等を相殺する（いわゆる赤伝処理）場合には、当該事項の具体的内容を、請負契約の両当事者の対等な立場における合意に基づき、請負契約書に明記すること。

また、請負代金の額を決定する際、下請負人からの見積りを十分に尊重して、双方が合意して契約することが必要である。下請負人と十分な協議をせず、又は下請負人の協議に応じることなく、元請負人が一方的に決めた請負代金の額を下請負人に提示し、その額で下請負人に契約を締結させる行為（いわゆる指値発注）を行うことがないように留意すること。

当初の契約どおり工事が進行せず、工事内容に変更が生じ、工期又は請負代金の額に変更が生じる場合には、双方の協議による適正な手順により、追加工事等の着工前に書面による変更契約を徹底すること。工事状況により追加工事等の全体数量等が直ちに確定できない場合には、元請負人は、①下請負人に追加工事等として施工を依頼する工事の具体的な作業内容、②当該追加工事等が契約変更の対象になること及び契約変更等を行う時期、③追加工事等に係る契約単価の額を記載した書面を追加工事等の着手前に下請負人と取り交わすこととし、契約変更等の手続きについては、追加工事等の全体数量等の内容が確定した時点で遅滞なく行うこと。

また、改正建設業法第19条の5において規定された、著しく短い工期による請負契約の締結の禁止は、発注者と受注者の間のみならず、元請負人と下請負人の間でも適用されることに留意すること。

なお、建設工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）の対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をするための施設の名称及び所在地、再資源化等に要する費用について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければならないことに留意すること。

4. 建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等について

昨年4月1日より施行された「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（平成30年法律第71号）において、建設業については、令和6年4月より、罰則付きの時間外労働規制の一般則を適用することとされている。建設業の働き方改革について、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保や長時間労働の是正など、時間外労働の上限規制の適用までの間においても、関係者一丸となった取組を強力に推進するため、政府において策定している「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」（平成29年8月28日建設業の働き方改革に関する

関係省庁連絡会議申合せ、平成30年7月2日改訂）や改正建設業法・建設業法令遵守ガイドライン・工期に関する基準・改正品確法・改正品確法基本方針の趣旨を踏まえ、下請契約の場合においても、適正な額の請負代金による契約や適正な工期設定、元請と工事の進捗状況の共有、予定された工期で工事を完了することが困難な場合における適切な工期変更を行い、下請建設企業を含めた週休2日など休日の確保や長時間労働の是正などに努めること。

5. 施工管理の徹底について

公衆災害や労働災害の防止及び建設生産物の安全性や品質を確保するため、見積・契約時における労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の明確化、適切な施工計画の作成、工事現場における施工体制の十分な確保、工事全体の工程管理、工事目的物・工事用資材等の品質管理及び工事現場における安全管理等の施工管理のより一層の徹底に努めること。

発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、公共工事においては下請契約を締結したとき、民間工事においては下請契約の請負代金の額が4,000万円（建築一式工事は6,000万円）以上となるときは、請負契約書等の写しなど定められた書類を添付した施工体制台帳及び施工体系図の作成、工事現場ごとの備え置き等を徹底すること。また、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）において、公共工事の受注者は、施工体制台帳の写しを発注者に提出すること、施工体系図を工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げることとされているので、併せて徹底すること。さらに、「施工体制台帳等活用マニュアルの改正について」（平成31年3月29日国土建第504号）においても、現場の施工体制の確認の更なる徹底が求められていることも踏まえ、より一層の下請契約の適正化に努めること。

また、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）の改正により、建設工事の従事者の適切な処遇改善を図る観点から、建設工事の従事者の氏名や有する資格等の情報を施工体制台帳に記載することとなる点に留意すること。なお、施工体制台帳への記載に代えて、建設キャリアアップシステムに当該情報を登録し、必要に応じて書面に打ち出せるようにすることにより代替できることとしており、建設キャリアアップシステムを活用されたい。

なお、建設工事の主任技術者の専任等に係る取扱いについては、「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて」（平成26年2月3日国土建第272号）や「主任技術者又は監理技術者の「専任」の明確化について」（平成30年12月3日国土建第309号）に十分留意すること。

6. 検査及び引渡しについて

元請負人は、下請負人から建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から20日以内で、できる限り短い期間内に検査を完了すること。

また、検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人からの申し出があったときは、特約がされている場合を除いて、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受ける

こと。

7. 下請代金の支払について

労働者の雇用の安定を図る上で重要であることから、改正建設業法第24条の3の規定により、下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切に配慮することとされたことを踏まえ、手形等による支払は慎み、少なくとも労務費相当分（社会保険料の本人負担分を含む）を現金払とするよう支払条件を設定すること。また、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（昭和46年3月12日通商産業省告示第82号）及び「下請代金の支払手段について」（平成28年12月14日20161207中第1号・公取企第140号）に基づき、そもそも元請負人は下請負人に対し、下請代金の支払をできる限り現金払により行うとされていることに留意すること。手形払の場合には、その現金化にかかる割引料等のコストについて、下請負人の負担とすることのないよう、これを勘案した下請代金の額を元請負人と下請負人で十分協議して決定すること。現金払と手形払を併用する場合には、支払代金に占める現金の比率を高めることに留意すること。

手形期間については、120日以内とすることは当然として、できる限り短い期間とすること。また、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めること。特定建設業者については、下請契約における代金の支払を一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはならないことにも留意すること。また、ファクタリング方式を用いる際の決済期間についても同様に、できる限り短い期間に努めること。

下請契約における代金の支払は、請求書提出締切日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。また、元請負人が注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた時は、出来形に対して注文者から支払を受けた金額の割合に相応する下請代金を、当該支払を受けた日から一月以内に、できる限り短い期間内に支払わなければならないことにも留意すること。なお、特定建設業者においては、注文者から支払を受けたか否かにかかわらず、建設工事の完成を確認した後、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に、できる限り短い期間内に下請代金を支払わなければならないと定められている。そのため、特定建設業者の下請代金の支払期限については、注文者から部分払（出来高払）や完成払を受けた日から一月を経過する日か、下請負人が工事目的物の引渡しの申し出を行った日から起算して50日以内に定めた支払期日のいずれか早い期日となることに留意すること。

なお、前払金を受領した場合には、建設業法第24条の3第2項に基づき、下請負人に対して必要な費用を前払金として適正に支払うよう配慮すること。

また、公共工事に係る前払金については、下請負人、資材業者等に対する前払金の適正かつ確実な支払を確保するため、保証事業会社と保証契約を締結した元請負人は、前払金支払時においては、下請負人、資材業者等の口座への直接振込の方法が基本とされていることを踏まえ、直接振込の実施の徹底を図ること。加えて、中間前金払制度の適用対象工事については、同制度を積極的に活用することにより下請代金が適切に支払われるよう配慮すること。

また、工事が完成し、元請負人の検査及び引渡しが完了した後に、正当な理由なく長期間にわたり下請代金の一部を保留金とすることがないよう徹底すること。

8. 下請負人への配慮等について

発注者から直接工事を請け負った元請負人は、全ての下請負人に対し、建設工事の請負代金・賃金の不払等、不測の損害を与えることのないよう十分配慮すること。

また、公共工事等については、「下請セーフティネット債務保証事業」及び「地域建設業経営強化融資制度」を利用した資金調達も可能となっており、その活用による下請負人への支払の適正化に配慮すること。建設工事に従事する建設技能者がその能力や経験に応じた適切な処遇を受けられるようにする建設キャリアアップシステムの活用について、建設キャリアアップカードを保有している建設技能者が適切かつ確実に就業履歴の蓄積ができるよう、元請負人は事業者登録を行った上、現場・契約情報の登録、施工体制登録、カードリーダーの設置等の就業履歴の蓄積が可能な環境整備を図ること。その工事に従事する下請事業者に対して事業者登録及び施工体制への登録、所属技能者の登録及びレベル判定システムを活用した能力評価を行うよう指導し、一人一人の建設技能者が各現場でのカードタッチ等により就業履歴を蓄積し、蓄積した就業履歴と保有する資格によって適切な処遇を受けられるよう、環境整備を図ること。加えて、建設業退職金共済制度（以下「建退共制度」という。）について、建退共制度の加入事業者、すなわち共済契約者は、中小企業退職金共済法の規定に基づき、その雇用する者すべてに対して賃金を支払う都度、掛金を納付しなければならない義務があり、その掛金は工事の施工に直接従事する建設労働者に係る必要経費であることに鑑み、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものとして元請負人及び下請負人において必要経費として適正に確保されるべきものと解される。公共工事においては、積算上、証紙交付に係る事業主負担額が予定価格に反映され、かつ、発注の条件となっている等により普及が進んではいるが、現場の技能労働者一人ひとりに証紙の交付・貼付が徹底されるよう、元請負人と下請負人との間における証紙の交付・請求事務を適切に行うとともに、改めて、元請負人が下請負人に対して、本来交付すべき証紙の辞退を不適切に求めるようなことがないよう周知徹底すること。また、民間工事においては、公共工事に比べて建退共制度の普及が進んでいないことから、元請負人は、証紙購入額を適切に見込んだ工事の見積もりを行い、発注者に適切に請求することで事業主負担額分を確保する取組を推進する等、建設技能者が民間工事に従事する場合でも、公共工事と同様に退職金が受取れるような環境の整備に努め、下請負人の資金繰りや雇用確保に十分配慮すること。さらに、元請負人においては、公共工事、民間工事の別を問わず建退共制度の掛金納付を一括して代行しこれを適切に下請負人に交付等を行うことが、合理的かつ効率的な事務処理のみならず、建設労働者の福祉の増進と雇用労働条件の向上に資するものであるので、適切な運用を行えるように努めなければならないことに留意すること。建退共制度の手続きについては、令和3年4月より、電子申請方式の本格実施（本年11月より試行的実施）及び証紙方式の履行確認強化の運用を開始することが予定されているため、元請負人は建設キャリアアップシステムの積極的な活用及び建退共制度の適切な運用を行うことに特に留意するとともに、下請負人は、元請負人と連携

し、建設技能者の就労実績の把握と掛金充当の徹底に努めること。

なお、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、下請負人が建設業法第19条、第24条の3、第24条の5等の規定及び労働基準法等の建設工事に従事する労働者の使用に関する法令のうち一定の規定等に違反しないよう指導に努めるとともに、建設業法第41条第2項及び第3項の適用があることも踏まえ、下請契約の関係者保護に特に配慮すること。

9. 技能労働者への適切な賃金の支払について

建設業の高齢化が進展する中、担い手の確保のためには、技能労働者の処遇改善、特に適切な賃金水準を確保することが重要である。改正品確法及び改正品確法基本方針においては、市場における労務の取引価格を的確に反映した適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善が元請負人に限らず全ての下請負人も含めた受注者等の責務とされたところである。

また、平成25年4月以降これまで8度にわたり公共工事設計労務単価が上昇し、その都度、建設業団体あてに「技能労働者への適切な賃金水準の確保について」を通知するとともに、国土交通大臣、副大臣又は政務官が日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会（以下「建設業4団体」という。）に対して直接要請してきたところであり、各方面の努力の結果、技能労働者の賃金は令和元年までの7年間で約18%上昇し、他産業と比較しても高い伸び率を示しており、製造業の水準に迫る勢いとなっているものの、未だ十分とは言えない状況である。政府から経済界に対し、賃金の継続的な引き上げに向けた取組が要請されていること、国土交通大臣より建設業4団体に対して、現場の技能者への適切な水準の賃金支払いと適切な請負金額での下請契約に向けた具体的な取組の実施を要請していること、この要請を受けて元請事業者団体においては下請けからの見積を尊重する取組を継続するとともに、専門工事業団体においては技能者の能力評価基準に応じた賃金目安設定の取組が開始されたことを十分に踏まえ、各団体及び建設企業においては、8年続いている好循環の流れが途切れないよう、発注者からの適切な価格での受注、適切な価格での下請契約の締結、適切な水準の賃金の支払に関する下請負人や再下請負人への要請、重層下請構造の改善などの具体的な取組を展開するとともに、公共工事設計労務単価の上昇を十分に踏まえ、現場を支える技能労働者の隅々まで適切な水準の賃金が支払われるよう最大限努めること。なお、昨年度、国土交通省が実施した実態調査によると、高次の下請負人において、賃金を引き上げたとの回答の割合も低くなっていることも踏まえ、元請負人においては、下請契約の締結に際してこうした状況を考慮するとともに、下請負人においては、自ら雇用する技能労働者の賃金水準の引き上げを図ること。

また、平成27年3月から「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を開設しており、同年4月から本格運用が開始された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）に基づく「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）に関する情報、公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に係る情報及び社会保険加入対策に係る情報など、建設業に関する様々な生の声を受け付けているので、当該相談窓口を活用するとともに、

引き続きその周知に努めること。

10. 消費税の円滑かつ適正な転嫁について

令和元年10月1日の消費税率の引上げに当たって、関係法令が改正され、これに伴い、国土交通省では、建設業における消費税の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」(令和元年7月8日国土建推第9号)等を通知してきたところであり、これらを踏まえ、下請契約等において、転嫁拒否等行為を行わないなど、適切な対応を行うこと。

特に、令和元年10月1日からの消費税率の引上げに伴い、建設工事の請負契約については、平成31年4月1日以降に請負契約を締結し、令和元年10月1日以降に引渡しを行う場合、新税率が適用されることに十分留意すること。

なお、消費税の転嫁拒否等に関する政府共通の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」のほか、地方整備局等の「駆け込みホットライン」や都道府県建設業所管部局においても消費税の転嫁拒否等に関する相談を受け付けているので、当該窓口を活用されるとともに、引き続きその周知に努めること。

11. 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等への配慮等について

今般の新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止措置の影響による下請建設企業等に対する配慮については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底等について」(令和2年3月11日、国土建推第38号、国土建整第132号)等を通知してきたところであるが、改めて建設工事の一時中止・延期等に際しては、下請契約においても、適切な工期の見直しや一時中止等の措置、それに伴う適正な手順による書面による契約締結、下請負代金の設定及び適切な代金の支払等を実施するため、上記1から10までの事項に十分留意し、元請負人と下請負人の間の取引の適正化の徹底等に努めることに加え、引き続き「駆け込みホットライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の周知に努めること。

また、建設現場における「三つの密」の防止対策については、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(令和2年5月14日(令和2年7月1日改訂版))」を踏まえ、建設現場の「三つの密」対策及び対策に伴う熱中症リスク軽減等を徹底すること。

12. 国土交通大臣等への通報を理由とする不利益取扱いの禁止について

改正建設業法第24条の5の規定により、不当に低い請負代金での請負契約の締結、不当な使用資材等の購入強制、正当な理由がない長期の支払い保留など、建設業法上の義務違反行為を元請負人が行ったという事実を下請負人が国土交通大臣等に通報したことを理由として、当該下請負人に対して、取引の停止その他の不利益な取扱いをしてはならないことに留意すること。

13. 関係者への配慮について

資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送事業者等に対しても、上記1から12までの事項に準じた配慮をすること。

国不建整第101号
令和2年12月1日

(一社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和2年12月1日付け国不建推第31号・国不専建第19号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「東京電力福島第一・第二原子力発電所の周辺地域における作業では、労働者の賃金等に加えて特殊な作業環境及び安全確保を踏まえた手当、諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない

(必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

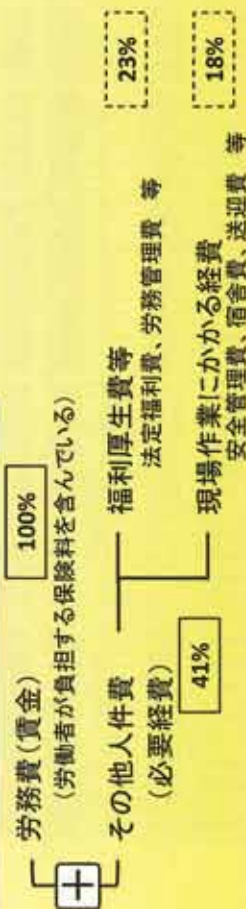
※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられているとの指摘がある。

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である

対策

公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う必要経費を含む金額とを並列表示し、公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導 警備員A
△△県	18,100 (25,400)	12,600 (17,700)
□□県	19,200 (27,000)	12,800 (18,000)

上段：公共工事設計労務単価
(下段)：公共工事設計労務単価＋必要経費

岡山県下公共工事の動向〈12月分〉

西日本建設業保証(株)岡山支店

I. 全般の状況（令和2年12月）

区 分	当 月		累 計	
	件 数	請 負 金 額	件 数	請 負 金 額
令和2年度	314件	98億円	3,389件	1,458億円
増 減 率	▲ 10.0%	▲ 27.5%	▲ 16.4%	▲ 10.1%
令和元年度	349件	136億円	4,054件	1,622億円
平成30年度	485件	117億円	3,299件	1,197億円
平成29年度	291件	61億円	2,962件	1,078億円

【1】当月の状況

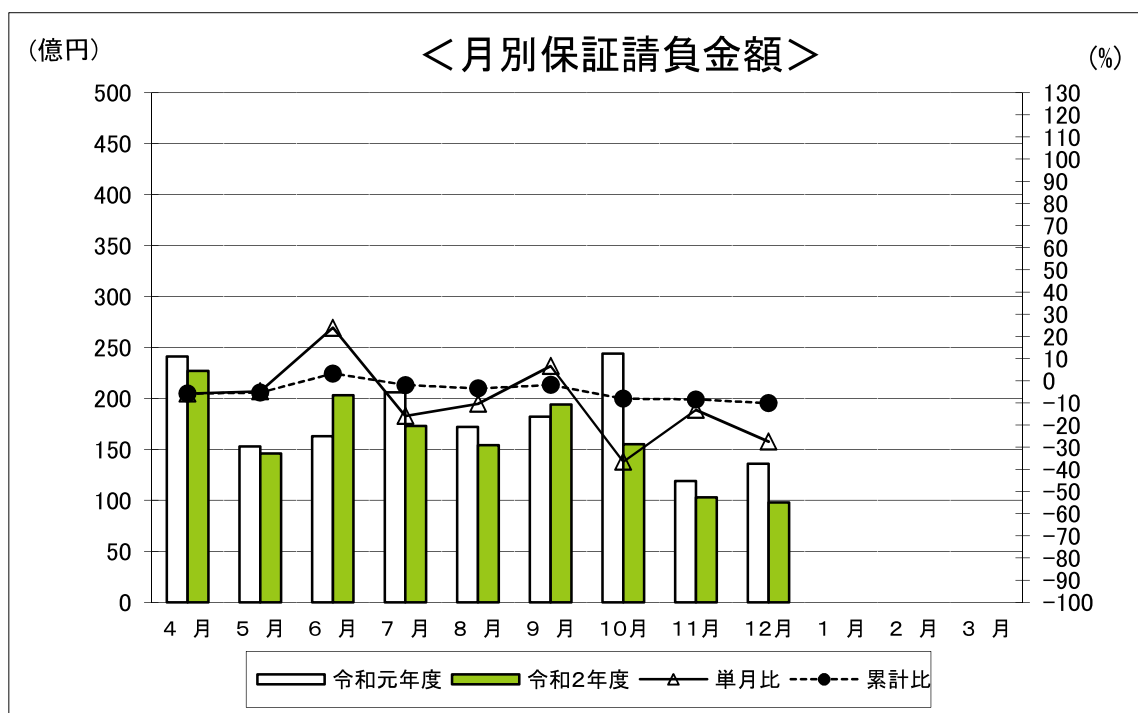
12月の岡山県下公共工事動向を当社の前払金保証取扱からみると、件数は前年同月比で10.0%減の314件、請負金額は27.5%減の98億円となった。

発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で5.3%増となったものの、「国」で4.0%減、「県」で57.6%減、「市町村」で0.2%減、「その他の公共的団体」で63.6%減となった。

【2】累計(令和2年度4月～12月)

12月末累計では、件数は前年同月比で16.4%減の3,389件、請負金額は10.1%減の1,458億円となった。

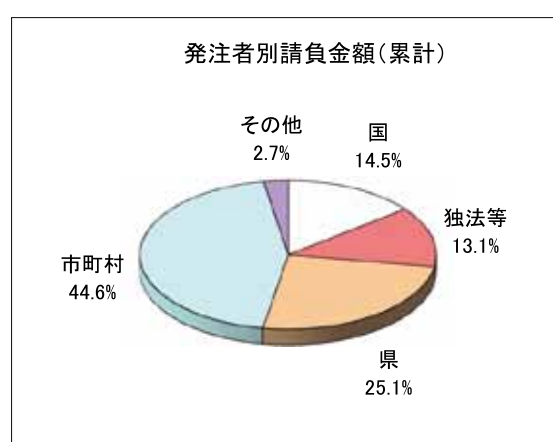
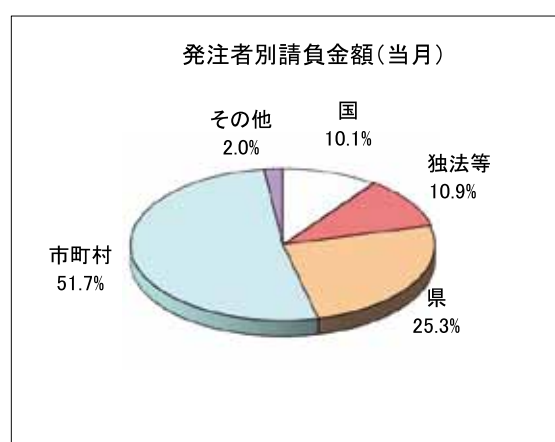
発注者別の請負金額でみると、「独立行政法人等」で27.2%増、「市町村」で6.2%増となったものの、「国」で18.5%減、「県」で34.5%減、「その他の公共的団体」で4.2%減となった。



Ⅱ. 発注者別状況(件数・請負金額前年同月比)

金額単位／百万円

区分 発注者	当 月		増減率(%)		累 計		増減率(%)	
	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額	件数	請負金額
国	10	999	25.0	▲ 4.0	143	21,100	▲ 23.5	▲ 18.5
独法等	5	1,072	0.0	5.3	76	19,154	22.6	27.2
県	107	2,497	▲ 10.8	▲ 57.6	1,419	36,651	▲ 22.0	▲ 34.5
市町村	189	5,109	▲ 10.8	▲ 0.2	1,714	65,027	▲ 11.6	6.2
その他	3	197	▲ 25.0	▲ 63.6	37	3,881	▲ 19.6	▲ 4.2
合 計	314	9,875	▲ 10.0	▲ 27.5	3,389	145,814	▲ 16.4	▲ 10.1



Ⅲ. 地区別状況(請負金額前年同月比・構成比)

金額単位／百万円

区分 地区	当 月			累 計		
	請負金額	増減率(%)	構成比	請負金額	増減率(%)	構成比
岡山地区	4,398	46.3	44.5%	49,846	▲ 9.8	34.2%
東備地区	333	▲ 28.8	3.4%	9,414	22.1	6.5%
倉敷地区	1,995	▲ 68.7	20.2%	32,014	▲ 20.0	22.0%
井笠地区	483	▲ 63.6	4.9%	13,670	▲ 17.8	9.4%
高梁地区	297	24.5	3.0%	5,915	12.5	4.1%
新見地区	310	▲ 12.9	3.1%	5,570	▲ 38.1	3.8%
真庭地区	1,253	61.1	12.7%	13,611	64.6	9.3%
津山地区	479	▲ 44.0	4.9%	9,843	▲ 26.4	6.7%
勝英地区	323	58.5	3.3%	5,928	▲ 11.5	4.0%
合 計	9,875	▲ 27.5	100.0%	145,814	▲ 10.1	100.0%

(建災防だより)

講習会のお知らせ

令和3年2月3月4月

◎作業主任者技能講習

- | | | |
|--------------|-----------|----------|
| ・足場の組立等作業主任者 | 2月 4日～ 5日 | (岡山建設会館) |
| ・足場の組立等作業主任者 | 4月15日～16日 | (岡山建設会館) |

◎能力向上教育等の安全衛生教育

【岡山県入札参加資格の格付けにかかる主観点の加対象教育】

- | | | |
|---------------|-----------|----------|
| ・職長・安全衛生責任者教育 | 3月 4日～ 5日 | (岡山建設会館) |
|---------------|-----------|----------|

◎その他の教育

- | | | |
|----------------------------|-------|----------|
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース | 2月16日 | (岡山建設会館) |
| ・フルハーネス型安全帯使用作業特別教育 6時間コース | 4月21日 | (岡山建設会館) |
| ・石綿特別教育 | 4月26日 | (岡山建設会館) |

お知らせ！

“緊急”建設業における死亡災害が激増しています！

県下の建設業における死亡災害が11月末速報値で6件(前年同期3件)発生しています。

事故の型別では、墜落・転落災害が4件(足場2件・屋根1件・はしご1件)発生し憂慮すべき状況となっていますが、これから労働災害が多発傾向にある酷寒期や年度末を迎えます。

「墜落・転落災害の防止」等をはじめとした労働災害防止活動をより積極的に展開して下さい。

[労働災害発生状況検索方法]

岡山労働局ホームページ → 新着情報 → 労働災害発生状況 令和2年11月分(速報値)

※別添『年末年始にむけて、油断なく労働災害防止対策を！』岡山労働局・労働基準監督署

第11回「リスクにチャレンジ！岡山」運動の展開について！

第11回「リスクにチャレンジ！岡山」運動を展開していますが、令和2年(1.1～12.31)は上記の通り、墜落・転落等による死亡災害が激増しています。

当運動を積極的に展開して死亡、重篤な労働災害の撲滅を図りましょう。

[スローガン]『知恵を出し合いリスクの低減 作ろうみんなの安心職場』

[実施期間]令和2年10月1日～令和3年3月31日(182日)

[各種活動]・自主的な安全パトロール・リスクアセスメントを活用した災害事例検討等

・建設業年末年始労働災害防止強調期間・建設業年度末労働災害防止強調月間

※用品の注文等詳細は支部ホームページをご覧ください。

“死亡、重篤な労働災害を撲滅しましょう！”

建設業労働災害防止協会 岡山県支部

〒700-0827 岡山市北区平和町5-10 TEL086-225-4132 Fax086-225-5392

ホームページ [文字検索] 建災防 岡山県支部

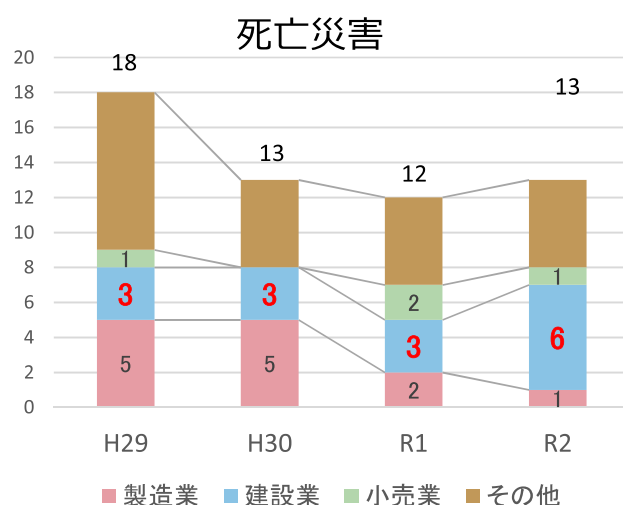
建設業の皆様へ

年末年始に向けて、 油断なく労働災害防止対策を！

死亡災害が過去4年で
最多ペースです！

令和2年の建設業における労働災害の特徴（11月末速報時点）

- 死亡災害**が過去4年で**最多**。
- 死亡災害6件のうち、4件が**墜落・転落災害**



【令和2年の建設業における死亡災害の概要】

事故の型	災害発生状況
墜落・転落	樹木伐倒のため、足場2層目で作業を行っている時、バランスを崩し墜落
墜落・転落	作業構台で部材を積み降ろす作業中、バランスを崩し墜落
墜落・転落	屋根上で部材の受け渡し作業中、バランスを崩し墜落
墜落・転落	階段の踊り場で梯子に上り作業中、バランスを崩し墜落
はさまれ・巻き込まれ	動力機械に給油中、回転部に巻き込まれた
切れ・こすれ	クロスをカッターナイフで切る作業中、勢いがついて脚を切り、出血

（出典）死亡災害報告。令和2年1月1日から11月30日に発生した労働災害で12月7日までに報告があったもの。

特に墜落・転落での死亡災害をこれ以上起こさないために

- ・高所での墜落防止措置（**手すり**等）の設置の徹底
- ・**墜落制止用器具**の確実な着用

を今一度確認・徹底を！



岡山労働局・労働基準監督署

(建退共だより)

共済掛金及び予定運用利回りの見直しについて

独立行政法人勤労者退職金共済機構

建退共岡山県支部

<http://okayama-kentaikyo.jp/>

建退共の退職金給付に係る経理の財務状況は、資産運用環境の低迷等のため、悪化しており、将来にわたって安定的な制度運営を行う上で極めて厳しいものとなっています。

このような状況を踏まえ、令和元年度より厚生労働省の労働政策審議会で予定運用利回り及び掛金日額に関する検討が行われ、次のとおり取りまとめが行われました。

今後、関係法令の改正が行われるとともに、勤労者退職金共済機構運営委員会の議決を経た上で改定される予定となっています。

記

- 1 予定運用利回りを現行3.0%から1.3%に引き下げる。
- 2 掛金日額を現行310円から320円に引き上げる。
- 3 実施時期は令和3年10月1日とする。

Q & A

Q1：現行証紙(310円)は、10月以降も使用できるのか。

⇒ 現行証紙は、令和3年9月30日就労分まで貼付し、10月以降就労分は新証紙(320円)を貼付する。

Q2：現行証紙が残った場合はどうなるのか。

⇒ 10月以降、建退共代理店金融機関の窓口で新証紙と等価交換を行う。差額が生じる場合は、1枚当たり10円の差額金を要する。

Q3：新証紙は、いつから購入できるのか。

⇒ 10月から建退共代理店金融機関の窓口で販売される。

Q4：9月就労分の証紙は10月の給料日に貼付するが、10月に現行証紙を購入できるのか。

⇒ 10月以降に金融機関で販売されるのは、新証紙のみとなることから、9月就労分までの証紙については、必要枚数をあらかじめ9月末までに購入することが必要となる。

Q5：これまで掛けた掛金も、運用利回りが引き下げられるのか。

⇒ 9月末までの掛金(証紙貼付分)については、従前の運用利回りが適用され、10月以降の掛金分から新たな運用利回りが適用される。

Q6：事務の具体的な手順等はどうなるのか。

⇒ 改定が決定となった後、全ての契約者に資料の送付を予定している。

第127回 従業員の出勤拒否

●相談内容●

従業員から「新型コロナウイルスに感染したくないので出勤したくない」との申し出がありました。どのように対応すればよいのでしょうか。

○回 答○



弁護士 小林裕彦
(岡山弁護士会所属)

昭和59年一橋大学法学部卒業後労働省（現厚生労働省）入省。平成元年司法試験合格。平成4年弁護士登録。会社顧問業務、企業法務、訴訟関係業務、行政関係業務、破産管財人、民事再生監督委員、地方自治体包括外部監査業務などを主に取り扱う。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まりません。新年早々、1都3県を対象に緊急事態宣言が出されました。関西3府県も緊急事態宣言を要請したほか、要請を検討している自治体もあり、今後対象地域が拡大される可能性もあります。

不安定な状況が続く中、通勤や取引先との打ち合わせなどでの感染を恐れ、中には出勤したくないという従業員も出てくるかもしれません。

出勤命令

使用者には労働者に対し、業務遂行の全般について必要な指示・命令をする権限があり、これを業務命令権といいます。労働者は、使用者の業務命令が業務遂行に必要かつ相当なものである限り、これに従わなければなりません。

企業が従業員に対して出勤を命じる場合、この業務命令権を行使することになります。出勤が業務遂行に必要であるということは言うまでもありません。また、通常であれば、出勤を命じることが相当性を欠くこともないと言ってよいと思います。

もっとも、昨今の新型コロナウイルスの感染拡大状況を踏まえると、プラスアルファの考慮が必要です。政府の措置や都道府県の要請内容に加え、出勤による感染リスクはどの程度か、従業員の日常的な健康状態はどうか、職場における感染防止対策は十分かという視点からも検討する必要があります。

職場における対策

中でも重要なのが、職場における感染防止対策です。仮に、職場における対策が杜撰だった場合、そのような職場への出勤命令は従業員を危険にさらすことになり、安全配慮義務の観点からも問題です。また、万一、それが原因でクラスターが発生するような事態になれば、取引先との関係、報道による影響、それらへの対応を含めた社内における事後対応など、マイナスの波及効果も計り知れません。

距離の確保、マスク、手洗いなどの基本的な対策ができているか、3密の回避が徹底されているか、複数人が触れる物品や共用場所の消毒ができているかなど、厚生労働省が公開しているチェックリストを利用するなどして、今一度職場における対策状況を確認する必要があると思います。

対応

職場における対策を徹底することには、従業員の安全を守り、上記のようなリスクを回避するというだけでなく、従業員の不安感を取り除き、企業に対する信頼を維持することで、無用なトラブルを回避するという側面もあります。

職場における対策が十分なのであれば、そのことを従業員に説明した上で話し合い、出勤を促すことが望ましいでしょう。職場における対策が不十分なのであれば、まずは改善を急ぐべきです。出勤命令や命令違反に対する処分などは、職場における対策が十分であることが大前提だと思っています。

建設共済保険（法定外労災補償制度）

労働災害は、いつ、どこで起こるかわかりません！

— 建設共済保険は労働者と企業のリスクをカバーします。 —

屋根からの転落、火災、交通事故・・・など、いつどこで起こるかわからない労働災害。大切な社員、ご家族のために、是非この機会に加入をご検討ください。⇒死亡、障害 1～7 級、傷病 1～3 級を補償します。

◆建設共済保険は、被災者への補償はもちろんのこと、災害発生時に企業が負担する諸費用も補償します。

【建設共済保険：過去の保険金支払い事例】

1. 死亡されたケース

瓦補修作業中に誤って滑り落ち、タキロン屋根を突き破って土間コンクリートに転落。

(外傷性くも膜下出血により死亡)
保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

作業員宿舎で、就寝中に火災発生。(死亡)

保険金合計 3,000 万円
(被災者補償保険金 1,500 万円)
(諸費用補償保険金 1,500 万円)

2. 労災事故により重篤な障害が残ったケース

屋根裏下地材の取付け作業中、2階梁から降りる際に脚立を踏み外し転落。(脳内出血・くも膜下出血により 障害等級 第1級)

保険金合計 2,000 万円
(被災者補償保険金 1,000 万円)
(諸費用補償保険金 1,000 万円)

3. 複数人が被災(死亡)されたケース

道路下の法面を補強する工事において法面の下側にて水質汚濁処理の作業中、工事区間隣りの法面が突然崩落し、作業員 5 名が被災。(土砂に埋もれ 5 名死亡)

5 名分保険金合計 2 億円(1 名あたり 4,000 万円)
(5 名分被災者補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))
(5 名分諸費用補償保険金 1 億円(1 名あたり 2,000 万円))

4. 通勤途上に被災されたケース

会社から自宅への通常の通勤経路を車で帰宅中、左カーブで対向車線に進入し対向車に正面衝突。(全身打撲により死亡)

保険金合計 4,000 万円
(被災者補償保険金 2,000 万円)
(諸費用補償保険金 2,000 万円)

【建設共済保険の特長】(年間完成工事高契約)

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員 300 人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において 15 点の加算

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病 3 級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

公益財団法人 建設業福祉共済団

Tel 03-3591-8451

URL: <http://www.kyousaidan.or.jp/>



建設共済保険

取扱機関

一般社団法人 岡山県建設業協会

Tel 086-225-4131

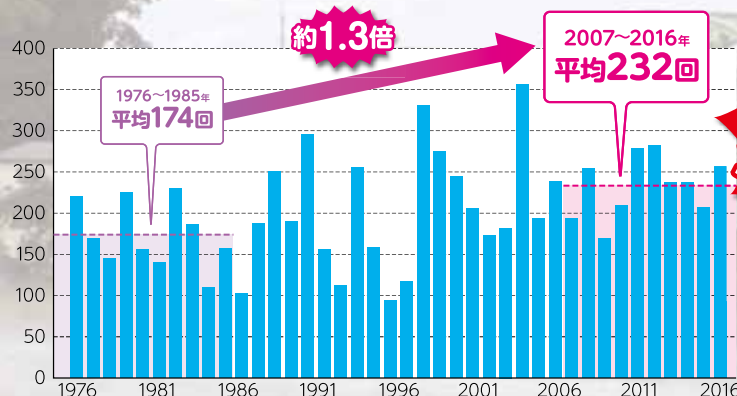
検索

(建設業総合補償制度のご案内)

建設業総合補償制度

台風・集中豪雨への 備えは十分ですか？

近年、大型台風や集中豪雨などによる大きな被害が、各地で多発しており、企業における水災への備えの必要性が、一層高まっています。



時間雨量50mmを超える
短時間強雨の発生件数は
30年間で約1.3倍に(注)

(注) 出典:国土交通省資料
「浸水被害防止に向けた取組事例集」

本制度でお支払いした水災事故例

土木工事

平成30年7月の西日本豪雨により、工事現場の進入路が破壊した

1321万3776円

強雨・雪により、道路新設工事で伐採した地盤が広範囲で崩れた為の復旧費用(警備の人員補強経費を含む)

1192万3662円

道路災害復旧工事中に、完成した仮設道路が雨で一部流出した

786万4500円

建設工事

機械式の立体駐車場が豪雨により水没した

192万8240円

集中豪雨により埋没してある防火水槽が使用不能となった

488万9602円

台風により工事用の歩行道路が破損した

484万2671円

お問い合わせ先

一般社団法人 岡山県建設業協会

086-225-4131

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社 岡山支店 岡山法人営業課
岡山市北区幸町8-22 三井住友海上岡山ビル7階

086-225-0703

制度幹事代理店

株式会社 建設産業振興センター
東京都港区虎ノ門4-2-12

03-5408-1909

※このチラシは保険(土木工事保険、建設工事保険、組立工場保険)の特徴を説明したものです。詳細は建設業総合補償制度パンフレットをご覧ください。

(岡山県からのお知らせ)

2月 は北方領土返還運動全国強調月間です

～ 絶やすまい 返還つなぐ 強い声 ～

北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島）の返還を求めて2月7日の「北方領土の日」を中心に各地でさまざまな行事が行われます。

2月7日は、1855年のこの日、伊豆の下田において日魯通好条約が調印され、平和裏に日本とロシアとの間の国境が画定された日です。この事実こそ、わが国が北方四島の返還を求める重要な根拠なのです。

岡山県でも、新型コロナウイルス感染拡大防止対策を講じた上で、2月2日（火）にさん太ホールで「北方領土返還要求岡山県民大会」、2月1日（月）から2月12日（金）まで岡山県庁1階県民室で「北方領土パネル展」を実施する予定としています。

北方四島の早期返還実現のため、返還運動への皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

岡山県北方領土返還要求運動県民会議

（事務局：岡山県総合政策局公聴広報課内）

TEL：086-226-7158

令和3年 岡山県交通安全年間スローガン

■基本スローガン

『安全は 一人一人の 思いやり』

岡山県交通安全対策協議会



地産地消♪もち

とれたて おかやま いただきます!

進めよう!
地産地消
おかやま

協 会 日 誌

- 2.12.16 全建 正副会長会、理事会、地域懇談会等における諸問題の意見交換会（東京）
 2.12.17 岡山県生コンクリート品質管理監査会議

建 災 防 日 誌

- 2.12.11 岡山労務研究会例会

発行 一般社団法人 岡山県建設業協会

TEL (086) 225-4131

FAX (086) 225-5388

〒700-0827 岡山市北区平和町5番10号

URL : <http://www.okakenkyo.jp>

E-mail : info@okakenkyo.jp